

# 三井物産健康保険組合

## 第134回 組合会会議録

### I. 開催の日程

令和6年7月17日(水) 11時00分より12時00分まで  
(招集通知の年月日: 令和6年7月4日) ※WEB会議システムを利用した開催

### II. 会議の目的である事項

#### 1. 監事選挙

#### 2. 報告事項

- 報告第1号 第28期組合会議員総選挙実施報告の件
- 報告第2号 組合内部監査実施報告の件
- 報告第3号 理事長専決事項報告の件
- 報告第4号 個人情報保護にかかる安全管理措置の実施状況報告の件

#### 3. 審議事項

- 議案第1号 令和5年度・事業報告認定の件
- 議案第2号 令和5年度・収入支出決算認定の件
- 議案第3号 令和5年度・収入支出決算残金処分認定の件
- 議案第4号 組合規程変更の件

#### 4. その他報告事項

- ① 保険証廃止に向けた取り組み等について
- ② 五商社健保スコアリングレポート比較
- ③ 健保連からの提供資料

### III. WEB会議システムにより出席した議員の氏名、人数及び場所

#### 選定議員

- 1番 平林 義規 (\*)
- 2番 埴 雄一郎 (\*)
- 3番 植木 敬介
- 4番 多和田 清
- 5番 奥村 美穂
- 6番 沖 孝昭
- 7番 根岸 佑介
- 8番 加賀林 雄二

#### 互選議員

- 9番 成井 岳
- 10番 田畑 秀人
- 11番 南部 紀
- 13番 渡邊 太佳生
- 14番 井上 潤也
- 15番 大嶽 徹
- 16番 山崎 史郎

以上 8 名

以上 7 名

合計 15 名  
(定数 16 名)

※主催者 2 名 (\*) は、三井物産株式会社来客用会議室より Teams 会議方式による参加。

※Teams 会議方式にて開催のため、各々の参加場所は特定していない。

#### IV. 議事の要領

議長である平林理事長の進行のもと、以下記載の通り経過した。

議長はWEB会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることを確認した後、報告及び議案の審議に入った。

なお、本組合会における審議事項にかかる表決方法について、組合会会議規則第 28 条に基づき挙手によるもの (Microsoft Teams の「手を挙げる」ボタンを使用) とされた。又、議長一任となった本組合会会議録の署名議員 2 名について次の者が選任された。

選定議員 4 番 多和田 清      互選議員 1 3 番 渡邊 太佳生

#### 1. 監事選挙執行の件

【参照：スライド・P 3】

第 27 期組合会議員が任期満了し、第 28 期組合会議員が就任したことに伴う監事選挙を以下の通り実施した。

選挙長：議長

立会人：2 番 埜 雄一郎 氏 (選定議員)      1 6 番 山崎 史郎 氏 (互選議員)

投票時間：11 時 10 分から 11 時 20 分

開票時間：11 時 20 分から 11 時 30 分

当選者：4 番 多和田 清 氏 (選定議員)      1 2 番 眞鍋 恵実 氏 (互選議員)

#### 2. 報告事項

(1) 第 28 期組合会議員総選挙実施報告の件 (報告第 1 号)

【参照：報告第 1 号資料/スライド・P 5～6】

埜常務理事より大要以下の通り報告があった。尚、本報告についての質問等は無かった。

《総選挙実施状況》

・互選議員/選定議員 各 8 名 (内理事各 3 名)

令和 6 年 5 月 31 日：互選議員総選挙、選定議員選定

令和6年6月 3日：理事選挙

令和6年6月 4日：理事長選挙

令和6年7月 4日：常務理事指名同意（第314回理事会同意）

・第28期議員任期：令和9年5月31日まで

## （2）組合内部監査実施報告の件（報告第2号）

【参照：報告第2号資料／スライド・P7】

令和6年6月20日に実施した定時監査について監事より大要以下の通り報告があったものにつき、埒常務理事が代読した。尚、本報告についての質問等は無かった。

### ①実施内容

- ・現金出納簿その他会計帳簿と関係書類との照合。
- ・健康保険組合監査報告（通知）書及び監事監査マニュアルに基づいた組合事務全般に亘る検閲。

### ②結果

- ・個人情報保護への対応状況、組合会議決事項の執行状況、諸規程の制定及び整備状況、保険料の徴収状況、支払基金その他に対する支払状況、適用状況、医療費適正化対策の実施状況、保健事業の実施体制及び実施状況、収支帳簿と証拠書類の照合確認、預貯金の出納保管状況及び積立金等重要財産の管理状況はいずれも適正と認められた。
- ・その他事業運営全般についても運営基準に則って適切に運営されており、特に不適正と認められる事項は無かった。

## （3）理事長専決事項報告の件（報告第3号）

【参照：報告第3号資料①②／スライド・P8】

埒常務理事より大要以下の通り報告があった。尚、本報告についての質問等無く、承認され終了した。

「理事長専決」とは、健康保険法施行令第7条第4項の規定に基づくもの。本来組合会の議決を要する事項であっても時間的制約等により、組合会が成立しない場合に限り、理事長が理事長専決として処分することができるというものである。

また、理事長専決処分を行った場合は、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めることになっているため、前回の組合会以降、理事長専決処分を行った事項を本組合会にて報告する。

### <理事長専決内容>

- ・令和5年度予算執行における同一款内各項流用

健康保険組合の会計の費目は、大きい方から「款、項、目」となっているが、支出予算の執行中に予算を超えての支出は出来ない決まりとなっている。実際に支出が予算を

超える場合は、同じ款の中で、他の項より予算を借りてくるという処理が許されていて、これを「同一款内の流用」と言う。令和5年度は款内流用を資料報告第3号①の通り行った。

・検査及び監査規程の変更（別表変更）

令和6年3月28日付厚生労働省保険局保健課長通知より『健康保険組合における自己点検の実施についての一部改正について』が発出されたことに伴い、健康保険組合連合会より規程例の改訂が通知され、当組合の規程変更を行った。

・令和5年度収入支出変更予算届出の件

保険給付費の予算に不足が生じたため、予算変更を行った。

（4）個人情報保護にかかる安全管理措置の実施状況報告の件（報告第4号）

【参照：スライド・P9】

埴常務理事より大要以下の通り報告があった。尚、本報告についての質問等は無かった。

システム等運用管理規程の第6条第3項に「組合会において年に一度、データ保護管理者より個人情報保護にかかる安全管理措置の実施状況等について報告をうける。」とある。個人情報保護に関するシステム運用は現行規定に則ってなされており、苦情等は認められないことを報告する。

健保組合の職員のみならず、組合会議員についても個人情報保護への意識浸透を目的として定期的な研修等の受講を促すよう厚労省より指導があるため、議員の方々にも定期的に研修の受講をお願いしたい。

又、以前の組合会での説明に加えて、令和5年度に個人情報保護対応の強化を目的とした、日本生産性本部による外部コンサルタントを起用し、当組合の「個人情報管理台帳」と組合内の個人情報フロー・漏洩リスクを示した「リスク分析表」を作成したことを報告する。令和6年度については、三井物産㈱のCSB調査に照準をあわせたサイバーセキュリティ対策として、MBSD社によるコンサルティングを開始している。

## 2. 審議事項

（1）令和5年度・事業報告認定の件（議案第1号）

【参照：収入支出決算書並びに事業報告書／スライド・P11】

埴常務理事より大要以下の通り説明があった。尚、質問等はなく、採決の結果本議案は賛成多数で可決された。

#### ◇保健事業系

直近の令和4年度の特健診受診率は、高い数値（全体：88.2%、被保険者：97.7%、家族：70.4%）を実現しているが、特定保健指導の実施率は低迷している状況。積極的な指導勧奨により令和4年度実施率では前年度対比2.7%増加、令和5年度実施率は令和4年度を超える見通しである。データ解析と連動し、リスク内容を掘り下げ、組合員に向けて特定保健指導実施の重要性を更に分かりやすいメッセージで発信する考えである。特定健診・特定保健指導については組合員の健康寿命延伸のために健保が利用できる手段であり、データの裏付けを持って継続的に強化していく。

又、昨年度解析ソフトウェアを導入し、婦人科系疾患について分析した結果、当健保は全国平均と比較し40代・50代の子宮頸がん及び卵巣がんの罹患率が高いことなどを認識、さらには国家方針のひとつである子育て支援強化を念頭に、不妊原因に関連する疾患の早期発見・早期治療の効果をも期待できることから、従来の人間ドック検査項目であった子宮頸部細胞診に加え、婦人科健診に経膈超音波検査を追加した。同様に、若年者の子宮頸がん発症者が増加傾向であることを踏まえ、若年者向け婦人科健診（マンモグラフィ・乳がん検診・子宮がん検診）の無償化を決定。当該施策は令和6年度以降の健診に適用されている。

#### ◇適用給付

適用給付系は、政府主導のマイナンバーカードの保険証利用促進に向けての対応、並びに高額医療費の増加の2点である。

一つ目のマイナンバーカードの保険証利用促進について、組合員のマイナンバーと健保資格情報との整合性チェック、事業者からのマイナンバー取り付けに必要なシステム改修等を実施した。なお、保険証利用の前提となるマイナンバーカードの普及、事業者によるマイナンバーの取り付け、健保組合への提出の遅れ、マイナンバーカード保有者自身による保険証連携作業の未実施など、多くの課題が残る状況。令和7年12月の現行の保険証廃止までに可能な限りマイナンバーカード保険証の利用率を上げることが目標である。

二つ目の高額医療費の増加について、近年、高度・高額な医療の保険診療適用が拡大しているところであるが、当組合では従来から高額医療費として発生していた治療に加え、令和5年度には新たに高額な治療費、薬剤費が発生し、医療給付費は想定していた予算額および予備費を超える額となったため、理事長専決にて予算変更を行った。

#### ◇庶務

マイナンバーカード保険証利用の普及、将来の医療・健保DX化を踏まえ、個人情報保護の強化のためコンサルティングを導入。令和6年度はサイバーセキュリティに関するコンサルティングを導入しているところである。

(2) 令和5年度・収入支出決算認定の件（議案第2号）

【参照：議案第2号資料①②／レジュメ・P12～18】

埴常務理事より大要以下の通り説明があった。尚、質問等は無く、採決の結果本議案は賛成多数で可決された。

【一般勘定】

〈収入〉

当健保の保険料率は前年度と同様60%を維持し、平均標準報酬月額および総標準賞与で前年度・予算対比ともに増加、収入総額は5,640百万円となり、前年度対比で263百万円の増加。この内、保険料収入は前年度対比253百万円増加。当初予算対比で114百万円の増加、変更後の予算対比でも46百万円の増加となった。

〈支出〉

・保険給付費

令和5年度の医療費は2,354百万円となり、当初予算対比で157百万円の増加、前年度対比274百万円の増加となった。ポストコロナの医療費増加傾向を考慮し、当初の予算策定時の保険給付費は2,198百万円と昨年度実績対比から118百万円の増加を見込んでいたが、通常医療費の増大に加え、高額な医療費及び薬剤の発生により医療費の増加額が、当初予算で設定していた予備費148百万円を上回ったため、理事長専決により年度途中で予算変更の処理を行うこととなった。

・納付金

高齢者向け納付金は、高齢者医療費全体の増加傾向・前期高齢者納付金の精算額の減少等から2,469百万とほぼ予算額のとおりであったが、前年度対比から422百万円増加している。

・保健事業費

健診費用の増加等により、当年度決算額は397百万円と前年度対比7百万円増加したが、当初予算対比では29百万円の減少となった。

以上の結果、支出合計は5,501百万円となり予備費148百万円を除いた当初予算5,378百万円より123百万円の増加、前年度対比では726百万円の増加。変更後予算5,446百万円からは55百万円の増加となった。

〈収支差引額〉

収支差引額は139百万円の黒字となった。

#### 《予算変更》

健保組合の予算は、費目の「款」を超えて流用することはできず、流用してもなお不足する金額は原則予備費から充当すると定められており、予備費の充当を行ってもなお不足する場合は、予算変更を該当年度の3月末までに厚生局へ届け出る必要がある。

今般、保険給付費の当初予算2,198百万円のところ、令和6年3月時点で累計2,187百万円に達し、予備費148百万円全額を充当してもなお不足することが見込まれたため理事長専決を行い、厚生局へ予算変更の届出を行った。

通常、予算を超過する場合は収入も不足していることから、別途積立金等から不足分の繰入を行うところであるが、当組合の令和5年度収入は増加していたため、当初の収入予算から増加した一般保険料56百万円、高額医療交付金8百万円、法定健診受託料3百万円の増加分の組み入れを行い、合計74百万円を医療費予算に配分し、保険給付費全体で2,272百万円となる予算変更を行った。

結果、当初予算対比157百万円増加、変更後の予算対比82百万円増加の2,354百万円となった。

#### 【参照：スライドP14：収入支出推移】

スライドは、令和6年度予算を含めた4年間の収入支出の推移を示す。全体では、令和5年度で医療費・納付金が増加している影響で総支出額が伸びているが、併せて収入も増加して支出を上回っているので賄えている。なお、令和6年度では医療費・納付金のさらなる増加と収入不足に対応するため、別途積立金から繰入金807百万円を予算計上した。

#### 【参照：スライド・P15：医療費推移】

スライドは、令和6年度予算も含めた過去6年間の医療費の推移。棒グラフが総額、折れ線グラフが被保険者一人当たりの医療費を指す。令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関への受診控えが翌令和3年度には解消し、ほぼコロナ前の水準に戻っている。その令和3年度を令和4年度は上回り、令和5年度は令和4年度からさらに急増していることが分かる。高度医療や高額薬剤による医療費増大は全国的な傾向であり、この増加傾向を受けて、令和6年度も増加傾向と見込み、予算計上を行ったところである。

#### 【参照：スライド・P16：納付金推移】

スライドは高齢者向け拠出金・納付金の6年間の推移となる。前期高齢者納付金、後期高齢者支援金共に過年度の精算金を含んでいる。令和4年度の納付金全体は前年度対比で457百万円減少しているが、これは2年前の精算金の戻り額が増加した影響である。

令和5年度予算は、高齢者医療費全体の増大・前期高齢者納付金の精算額減少などが

ら2, 469百万円と前年度対比422百万円増加、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金合計で例年並みとなっている。令和6年度予算では、令和4年分の精算で追加納付が生じること、前期高齢者納付金の3分の1に総報酬割制が導入されること、後期高齢者支援金において団塊世代の後期高齢化の影響により、納付額が急増していることが分かる。

#### 【介護勘定】

##### 【参照：スライドP17】

令和5年度は令和3年度からの介護納付金の精算額の戻りが大きく、納付額が前年度対比28百万円減少していることに加え、前年度からの繰越金額も増加したことから、保険料率を1.4%引き下げ16.2%に設定した。これにより、収入合計は前年度対比34百万円減少しているが、予算対比で9百万円増の830百万円となった。一方、支出合計は予備費を除く予算値と同水準の767百万円となり、収支差引額は62百万円となった。令和6年度予算では納付金の上昇を踏まえ、保険料率は17.4%に引き上げている。

##### 【参照：スライドP18：介護納付金推移】

スライドは介護納付金の推移。棒グラフが納付金の1人当たり額、折れ線グラフが介護保険料率を指す。

#### (3) 令和5年度・収入支出決算残金処分認定の件（議案第3号）

##### 【参照：議案第3号資料／スライド・P19】

埴常務理事より大要以下の通り説明があった。尚、質問等は無く、採決の結果本議案は賛成多数で可決された。

##### 1) 一般勘定

収入支出差引額138,891,243円の内、法令で定められた次期への財政調整事業繰越金、1,144,998円を除く、残金137,746,245円を別途積立金に積み立てる処分としたい。これにより、別途積立金の総計額は6,230百万円となる。

##### 2) 介護勘定

収入支出差引額62,466,358円の内、56,174,000円を翌年度繰越金とし、差額の6,292,358円を介護準備金に積み立てる処分としたい。これにより、介護準備金の総計額は83百万円となる。



#### (4) 組合規約・規程変更の件（議案第4号）

【参照：議案第4号資料①②③④／スライド・P20】

埴常務理事より大要以下の通り説明があった。尚、質問等は無く、採決の結果本議案は賛成多数で可決された。

##### ●規程

###### ①組合会議員選挙執行規程

###### ②組合会会議規則

###### ③スポーツ施設利用規程

①～③について、令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了することに伴い、当該規程中「被保険者証」の表記について、文言変更の必要があり改正を行う。上部団体である健康保険組合連合会の規程例を参考とした改正となる。

###### ④個人情報保護管理規程

当該規程の別表1及び2について個人情報の利用目的が付されていたが、法的に規程で定める必要はないため、先述の「被保険者証」の文言修正の対応を兼ねて別表を廃止するものである。なお、別表の代替として健保連より例が示されているが、当組合は当面の間は、引き続き別表1及び2の内容をホームページに掲載することとしたい。

### 3. その他報告事項

【参照：その他報告事項資料／スライド・P21】

#### 1) 保険証廃止に向けた取り組み等について

令和6年12月より現行の保険証の新規発行は終了し、1年間の移行期間を経て令和7年12月からは現保険証利用も廃止し、代替としてマイナンバーカードを保険証として利用することとなる。現状、従業員並びに被扶養者のマイナンバーの取り付け及び健保組合への提出は事業者経由にて行っているが、マイナンバーの未提出、加入者によるマイナンバーカード発行の未対応や保険証としての利用の未登録等の課題があり、当健保組合の加入者の内、半数ほどしか登録が完了していない状況である。今後も事業所と協力しながら、加入者への啓蒙を継続する必要がある。今後について、令和6年10月頃より、加入者の保険証番号を通知する「資格情報のお知らせ」を事業所経由にて配布する予定である。また、先述のとおり令和6年12月以降の新規加入者は保険証の発行ができないため、入社時点でマイナンバーカードを保有していない等のやむを得ない事情がある方々に、本人からの申請の上「資格確認書」を発行する対応を行う。マイナンバーカードの保険証利用促進のため、当健保組合の「資格確認書」の有効期間は比較的に短期に限定することを想定している。

## 2) 五商社健保スコアリングレポート比較

年に1回、厚生労働省からの受託事業として支払基金が取りまとめるスコアリングレポートが発行されている。2022年の結果より健保組合ごとに全組合平均と対比等で自健保組合の内容がスコア化し提供されるもの。総合商社5社のスコアリングレポートについて、特定健診・特定保健指導や生活習慣病リスク保有者などをテーマに説明を行った。

## 3) 健保連からの提供資料

健康保険組合連合会からの提供資料より、去年は賃上げ対応を行った企業が多く、これに伴い健保組合全体の収入も増加し、令和6年についても同様の傾向から増収を想定する健保組合は多いと考えられる。令和5年度決算見込みから全国の健保組合の収入は令和4年度対比で2%増収、予算対比で1.8%増収を見込んでいる。一方、支出は令和4年度対比で7.8%増、保険給付費は6.6%増、高齢者拠出金は7.2%の増加が見込まれる。その結果、増収にもかかわらず、全体の収支差引額は令和4年度に続き3,600億円の赤字となる想定。

令和6年度予算では、保険料収入は前年度対比4.5%増に対して、保険給付費は6.2%増、納付金は4.6%増を見込み、全体の経常収支額は6,578億円の赤字となる見通し。当組合においても、別途積立金から8億円の繰入を行う予算計上となっている。

健保連では健康保険組合の継続性担保を目的に、①継続的に上昇している後期高齢者納付金の削減のため、後期高齢者の現役並み所得者への医療費給付への財政支出、②高額薬剤等の保険適用拡大による医療費高額化への財政支援、③子育て支援等・新しい施策への財政支援、の3点を軸に国に検討要請を行っている。

最後に議長が各議員に対して、その他組合運営等について意見がないか確かめたところ発言はなく、且つ、組合会開始からシステム障害等の異常がなかったことが確認できたため、閉会する旨宣した。

## V. 議決事項及び賛否の数

	承認	
報告第3号	15名	
	賛成	反対
議案第1号	15名	0名
議案第2号	15名	0名
議案第3号	15名	0名
議案第4号	15名	0名

令和6年7月17日

議長

平林義規

選定議員

多和田 清

互選議員

渡邊 太任生